

# みんなと学ぶ みんなと育つ

## 障害のある児童・生徒の 就学先決定システムが変わりました！

近所の友だちと、  
これからも一緒に大き  
くなって欲しい！

まわりに迷惑をかけな  
いかな？通常学級では  
なんの配慮もしてもら  
えないのかな？

学校が受け入れ  
てくれなかった  
ら、どうしよう…

障害のある子は、特  
別支援学校、特別支  
援学級に就学するの  
が当たり前なの？

1人でできるこ  
とが増えたら、一  
緒に学ぶことが  
できるの？



2013年9月、学校教育法施行令が改正され、それまでの障害の種類によって就学先を振り分ける「原則、分離別学」を改め、「総合的判断」により市町教育委員会が就学先を決定するしくみになりました。

その基本的前提として、市町教育委員会は本人・保護者に対し「十分な情報提供」をしつつ、「本人・保護者の意見を最大限尊重」し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について「合意形成」を行うことを原則とし、最終的には市町教育委員会が決定することが適当であるとされています。

## 共に育つのがあたりまえの姿

子どもたちは、「障害のある子」である前に、「地域の子ども」「地域の学校の子ども」です。「地域の友だち」と共に育つ権利を持っています。しかし、長い間日本では、障害の種類によって就学先を振り分ける「原則、分離別学」が行われ、本人や保護者の願いを無視した就学指導も行われてきました。

## 世界が向かっている方向は「インクルージョン」

いま、世界では、インクルージョン(多様な人々が対等に関わりあいながら一体化すること)へと大きく舵が切られています。2006年、国連では「障害者権利条約」が採択され、①障害者は権利の主体 ②「共に」が原則 ③合理的配慮の否定は差別 であることが確認されました。教育に関しても、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けることが明記されました。

## 日本における法整備

日本では、この「障害者権利条約」批准に向け、国内法の整備が進められ、2011年「障害者基本法」改正、2012年「障害者総合支援法」成立、2013年には「障害者差別解消法」成立、「障害者雇用促進法」改正が行われました。そして、同年9月には「学校教育法施行令」が改正され、障害を持つ児童・生徒の就学先決定システムが改められました。

## ゆたかな学びってなんだろう？

変わるべきは子どもではなく、学校そして社会。違いを認め合い共に育つ学校こそ、真にゆたかな学びの場であると、私たちは考えます。



広島県教職員組合 (2014.9 作成)

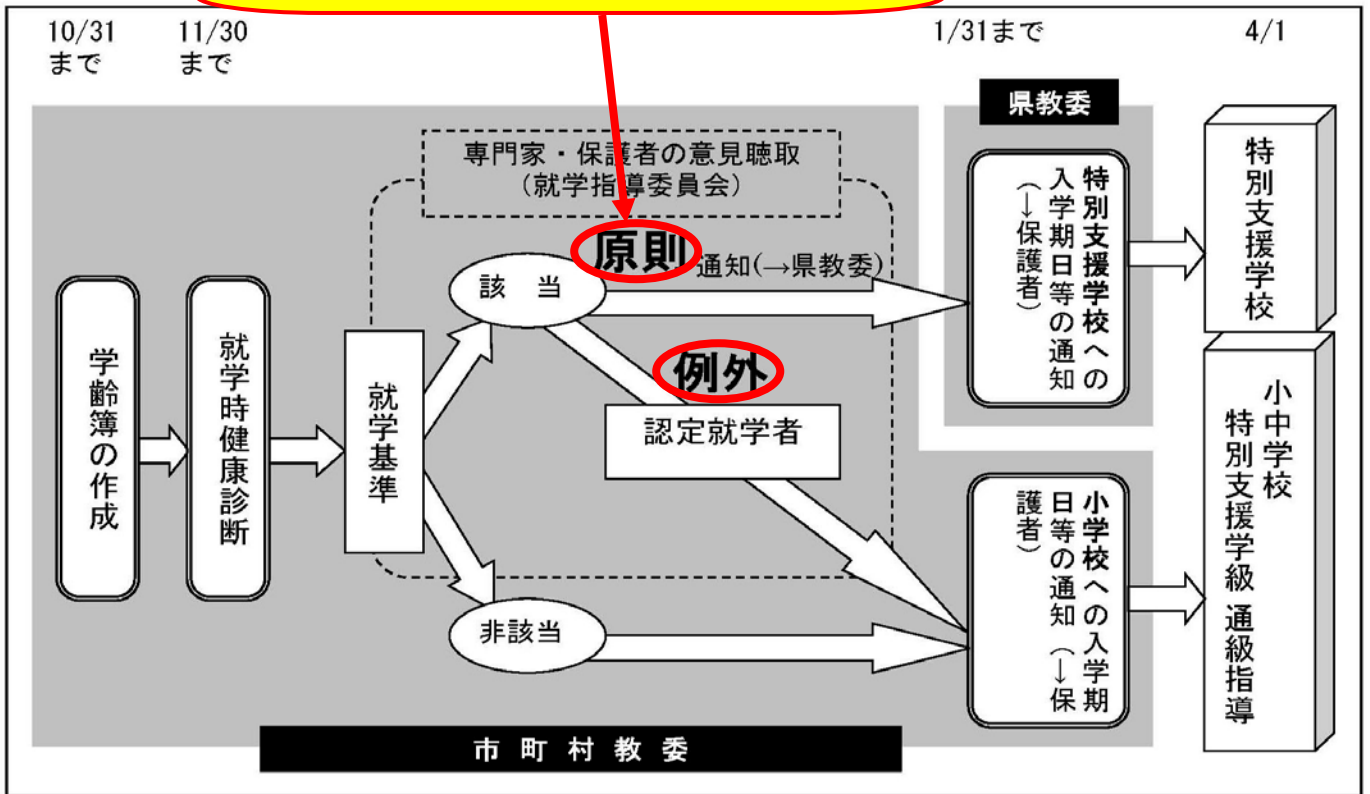
〒732-0052 広島市東区光町 2-8-32 エコード広島 3F  
電話：082-264-3222 メール：hnet@lime.ocn.ne.jp

# 障害のある児童・生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

**改正前**

該当者は原則、特別支援学校とされ、認定された場合のみ例外として地域の学校へ就学していました。

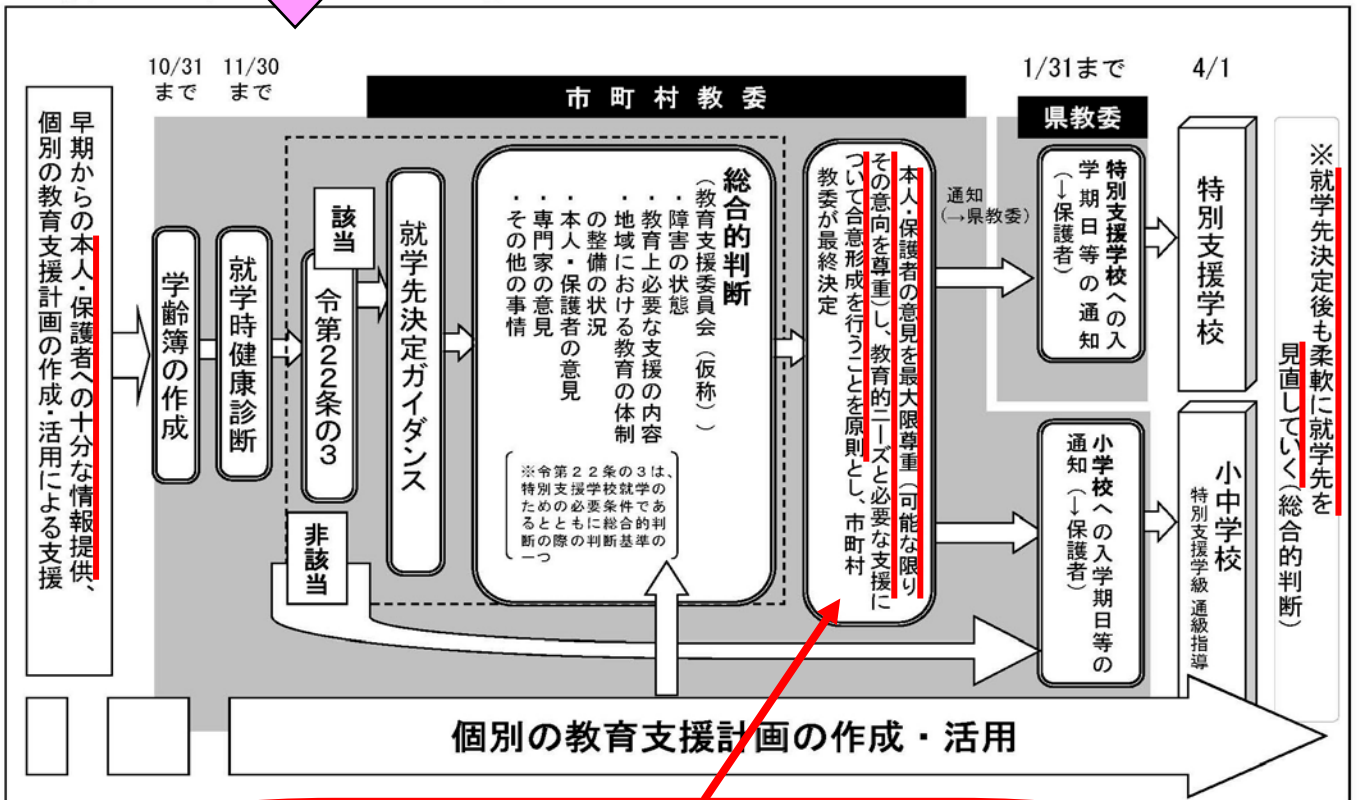
文科省資料(傍線・注釈は広教組)



2013年9月～  
学校教育法施行令改正により…



**改正後**



該当者＝特別支援学校への就学ではありません。改正前と比べ、はっきりと「本人・保護者」の意見を重視するものとなっています。

# 我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

## 障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えば◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止  
 ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進  
 ◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等



※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。

## 条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月国連総会で条約が採択されました。

2007年9月我が国が条約に署名しました。

2008年5月条約が発効しました。

**条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。**

2011年8月障害者基本法が改正されました。

2012年6月障害者総合支援法が成立しました。

2013年6月障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

**これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。**

2014年3月末時点で

**143か国・機関が締結済みです。**

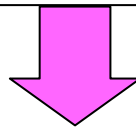
## 条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。  
 (障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)  
 (条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



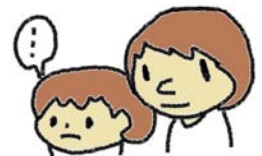
**2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、  
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。**

外務省人権人道課(お問い合わせは03-5501-8240まで) ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)



## 「合理的配慮の否定」とは？ …たとえばこんなことです！

- ★ 通学に親が付き添わないなら、地域の学校・通常学級は無理。
- ★ 引率する職員が少ないから、一緒に修学旅行・野外活動に行くのは難しい。
- ★ 通常学級を望むのなら、特別扱いはできない。
- ★ 「みんなと一緒に」なんて、親のエゴじゃないの？
- ★ 障害のない子と同じクラスで勉強なんてできっこない。
- ★ クラスの授業進度が遅れる。
- ★ ○○ができるようになったら、交流ができる。



**合理的配慮の否定は差別です！**

## 「共に」が大前提

- ★ 障害を理由に、通常の教育課程から排除してはいけません。
- ★ 一緒に学べるよう、条件整備を行うことが教育行政の仕事です。
- ★ 障害を、個人の問題ではなく、社会の問題としてとらえる必要があります。
- ★ 「共に」の大前提を踏まえた上で、本人や保護者の意見を尊重します。  
 (希望により、特別支援学校・特別支援学級を選ぶことも可能)
- ★ 支援する場合も、子ども同士の関係を切らない配慮をする必要があります。
- ★ 多様性を認めあえる学校になることは、どの子どもにとっても大切です。

# A Credo For Support 「支えの信条」

Written by Norman Kunc & Emma Van der Klift 日本語訳：鈴木真帆

歴史を通じて、障害を持つ者たちは、  
産声と共に見放され、  
社会から見捨てられ、  
宮廷の道化師として嘲笑われ、  
ナチスドイツ時代にはガス室に送られ、  
そして今も尚、隔離され、施設に入れられ、  
「行動管理」という名の拷問にさらされ、  
虐待され、犯され、安楽死においやられ、  
そして殺され続けている。  
今日史上初めて、障害をもつ人々が  
己の持つ権利に基づき、  
価値ある一市民としての存在を主張し始めた。  
ここに潜む落とし穴は、社会が彼らの叫びに対し  
公平と尊重ではなく救済と慈悲で応じてしまう  
という危険。  
だから今、あなたに届けます・・・

## 支えの信条

私の障害を問題としてみないでください。  
障害は私の一部です。  
私を欠陥人間として見ないでください。  
私を異常で無力な人間として見ているのは、  
あなたなのです。  
私の事を直そうとしないで下さい。  
私は壊れてなんかいません。  
支援してください。  
そうすれば私なりの方法で社会に貢献できるのです。  
私をあなたの患者として見ないで下さい。  
私もあなたと同じ、一市民です。  
あなたの隣人として見てください。  
人は皆、人に支えられて生きているという事を  
忘れずにいて下さい。  
私の行動を矯正しようとしなくてください。  
静かに、聴いて下さい。  
あなたが不適切行動と決めつけているものは、  
私にできる唯一の方法であなたに何かを伝えようと  
しているのかもしれませんが。  
私の事を変えようとしなくてください。  
あなたにそうする権利はないのです。  
私が知りたい事を学ぶ手助けをしてください。

あなたが感じている不安や迷いを  
専門家としての距離で隠さないでください。  
私の声に耳を傾け、私の“もがき”を  
簡単に解決できるかのように軽く受け流したりしない、  
そんな人でいてください。  
理論や方法論に、私を当てはめようとしないで下さい。  
ただ一緒にいてください。  
そしてぶつかり合った時には  
互いに自らを省みる機会としましょう。  
私をコントロールしようとしなくてください。  
人として自分らしく生きる権利が、私にはあるのです。  
あなたが不服従や操りと呼ぶ行動は、  
自分の人生を自分でコントロールできる  
私にとっての唯一の方法なのかもしれません。  
いつも素直で従順で礼儀正しくいる事ばかり  
叩き込まないでください。  
自分を護るためには、嫌な時には「嫌だ。」と  
言える事が必要なのです。  
無理に私の友達になろうとしないで下さい。  
そんな同情はいりません。  
私の事をよく知ろうとして下さい。  
そしたらいつか、友達になれるかも知れないね。  
例えそうする事があなたの気分を良くするとしても、  
勝手に私を助けようとしなくて下さい。  
手助けが必要かどうか聞いてください。  
私から、あなたが私に手を貸せる方法を教えてあげます。  
私を称賛しないで下さい。  
精一杯生きようとする事は、  
特に崇拜されるようなものではありません。  
私を尊重してください。  
尊重の前提には対等があるから。  
指示したり、矯正したり、指導したりしないで下さい。  
聴いて、支えて、後をついてきて下さい。  
私は料理されるだけの鯉じゃない。  
あなたと私、同じ水に棲み、共に生きよう。  
今は亡き、トレイシー・ラティマーに捧げます。

※トレイシー・ラティマーは 1993 年、カナダ・サスカチュワン州で父親に殺された、当時 12 歳の脳性麻痺児。カナダ国内で安楽死をめぐる議論が巻き起こり、父親の無実を指示する世論が盛り上がる中、事件から 8 年後の 2001 年に、カナダ最高裁が父親の第二級殺人罪を支持、終身刑を言い渡した。